

# 予算編成方針

## I 総括的事項

### 1 国の平成28年度予算編成の動向

日本経済は、海外景気の下振れなど景気を下押しするリスクや金融資本市場の変動に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善傾向が続き、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されている。

このような状況のもと、国は、デフレから脱却し、中長期的に持続する経済成長を実現するとともに、財政健全化を着実に達成するため、「経済財政運営と改革の基本方針2015（以下、「基本方針2015」という。）」並びに「日本再興戦略改訂2015」を推進するとともに、地方における人口減少の克服と成長力の確保を目指すため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に基づき、地方創生の深化を図っていくこととしている。

とりわけ、平成28年度予算は「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算であることから、その概算要求にあたっては、歳出全般にわたり、改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化することとしている。具体的には、公共事業費等の政策的経費において前年度比の1割を削減する一方で、「基本方針2015」等を踏まえた諸課題に対しては、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設定することで、メリハリのある予算とすることを目指し、現在、予算編成作業が進められている。

### 2 地方財政の状況等

歳入においては、緩やかな景気改善の動きはみられるものの、人口減少が続く状況下では、税収の急速かつ大幅な回復は期待できない。歳出においても、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、老朽化が進む公共施設の維持管理への対応、近年の多額の臨時財政対策債の発行に伴い借入金残高が平成27年度末で199兆円と見込まれ、その償還が大きな負担となるなど、地方財政は依然として厳しい状況にある。

しかしながら、地方は自らの将来を見据え、持続的な成長を可能とする社会基盤の構築を目指す観点から、地方創生の取組を加速させることにより、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生させる必要がある。

また、市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、多種多様な住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応する責務があり、そのためには、行財政基盤を一層強化し、自主性・自立性を高めた経営型の行政運営への転換を進めなければならない。

### 3 本市の財政環境

平成26年度決算では、基金を取崩すことなく黒字を確保し、これで5年連続して基金に頼らずに財政運営を行ってきたこととなる。これは、これまでの行財政健全化の取組による成果が着実に現れたものである。

一方、本市の財政の見通しについては、歳入では、税収の状況に少しずつ明るい兆しがみられるものの、急激な回復までには至らず、国の地方財政対策である地方交付税や臨時財政対策債についても、経済再生に合わせ、危機モードから平時モードへの切り替えが進められており、減少傾向が続くことが予想される。歳出においても、扶

助費の増加等により、義務的経費総額が依然として高い水準で推移している。これらのことから、平成28年度においても、次のような厳しい財政状況が見込まれる。

- 歳入面では、景気の回復により個人市民税の増加が見込まれるものの、一部国税化等に伴う法人市民税の減少により、市税収入の伸びは期待できない。また、国の概算要求から、地方交付税及び臨時財政対策債の減少が見込まれる。
- 歳出面では、高齢化の進行等の影響による扶助費、これまで発行してきた臨時財政対策債の償還による公債費及び公共施設の老朽化による維持補修費等の増加が見込まれる。
- 財政調整基金及び減債基金を合わせた基金残高については、一定額を確保しているものの、持続可能な財政基盤を構築し、それを将来世代に引継ぐため、引き続き基金に過度に依存しない財政運営を継続する必要がある。

#### 4 平成28年度予算編成について

##### (1) 予算編成の基本的な考え方

人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少をさらに加速させる悪循環の中で、国や地方はこの悪循環の克服に向けた取組を全力で進めている。本市においても、平成27年度からの5か年を計画期間とする「徳島市未来チャレンジ総合戦略」を現在策定中であり、この総合戦略の取組を着実に推進し、人口減少に歯止めをかけ、本市の未来を切り開いていかなければならない。

また、本市が持続的発展を続けるために、10年後を見据え、主な政策の方針や進め方をまとめた「政策の再構築（案）」を先の議会に提出したところである。今後は、この「政策の再構築（案）」に基づき、市民福祉の向上と将来世代への責任を同時に果たしていかなければならない。

しかしながら、一方で、次年度は何の対策も講じなければ多額の財源不足が見込まれ、極めて厳しい財政状況が想定されることから、施策の優先順位付けの徹底や、無駄の排除を行いつつ、予算の一層の重点化を進めなければならない。そのため、歳入規模に応じた予算編成を行うという原則を再度徹底するとともに、メリハリとメッセージ性のある予算編成を行うこととする。

また、本市の魅力や付加価値を高め、将来的な税収の確保・拡大、歳出の抑制等の効果が期待される施策については積極的に取り組むこととする。

以上の事項に留意のうえ、次の3つの基本方針に基づき、予算編成を積み上げ方式で行うものとする。

#### 心おどる水都・とくしまの実現

平成28年度は、第4次総合計画の最終年度であり、「元気」「安心」「信頼」の3つの基本理念に基づく「心おどる水都・とくしま」の実現に向けた取組の総仕上げの予算編成となる。このことから、計画達成に向け全力をあげるとともに、特に、本市が持続的に成長を続けていくため、取り組むべき重要課題である次の項目に限られた財源を優先配分し、予算の重点化を進めることとする。

- i 地方創生に向けた取組
  - ・「まち」づくりに関する取組
  - ・「ひと」づくりに関する取組

- ・「しごと」づくりに関する取組
- ii 南海トラフの巨大地震対策など防災・減災に向けた取組

### 持続可能な行財政基盤の構築

行財政健全化の成果等もあり、財政構造の硬直化は徐々に改善されつつある。しかしながら、他都市と比較すると義務的経費や特別・企業会計に対する繰出金の占める割合が依然として高水準であり、持続可能な行財政基盤が構築されたとはまだはいえない。

そのため、行財政力強化プランの取組に基づき、手綱を緩めることなく、より強固な行財政基盤への転換を進める必要がある。

具体的には、内部管理経費の徹底した節減に努めるとともに、歳出全般にわたって事務事業の大胆な見直しを行うことで、歳入規模に応じた予算編成を行い、できるだけ基金に依存しない予算編成を行うこととする。

### 財源確保の原則の徹底

新たな財政需要を伴う施策に取り組む場合や、制度の拡充により歳出の増加が見込まれる場合は、既存の施策の思い切った廃止や根本的な見直しを行うか、歳入確保策を講じることを徹底することとする。

すなわち、各部局は自らが一経営体であるとの自覚を強く持ち、必要な財源は自らが確保するという「財源確保の原則」を徹底した予算編成を行うこととする。

以上の3つの基本方針に基づき、予算要求にあたっては、市民に最も身近な行政主体として創意工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、まずは各部局内で主体的に予算の調整を行うこと。

また、特別・企業会計については、地方公営企業会計制度の見直し等により、各会計の自由度が向上する一方で、自己判断・自己責任が求められるため、一般会計からの繰出金を最小限に留めなければならない。そのため、「行財政力強化プラン」の方針に基づき、経営力の一層の強化に向け、収益確保・費用抑制等の対策を講じること。

なお、地方創生の原動力となる「新型交付金」を含めた、国等の政策による影響が歳入・歳出両面にわたり生じることが想定されるため、財政課を中心に全庁をあげて情報収集に努め、柔軟かつ適切に対応することとする。

## (2) 歳入について

### ① 市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、歳入の4割以上を占める重要な財源であるとの認識に立ち、景気や経済情勢の動向、並びに税制改正等を慎重に見極めるとともに、課税客体の的確な捕捉や適正な課税に努め、収入の確保に万全を期すること。

## ② 滞納対策の強化

市税、使用料、各種料金等の未収金は減少傾向にあるものの依然として高水準で推移していることから、完納者に不公平感を抱かれることのないよう、滞納対策を強化し、未収金の解消に全力をあげること。

## ③ 市債依存度の低減

将来世代に過度の負担を強いることのないよう、実質公債費比率の動向等に留意し、市債発行額の抑制に努めることとする。また、後年度に地方交付税措置のある有利な市債を中心に活用することとする。

## ④ 財産収入の確保等

未利用財産について、将来の活用方法を十分検討し、貸付等の利用促進や処分可能なものについては、適正な価格により早期処分を行い、財産収入の確保に努めること。

## ⑤ 新たな財源の確保等

収入の多寡にかかわらず、あらゆる財源の確保に努めること。特に、民間広告の掲載やネーミングライツ等による新たな財源の開拓に積極的に取り組むこと。  
使用料・手数料は受益者負担の観点から、維持管理経費や他都市の状況等を十分勘案し、適宜見直しを行うこと。

## (3) 歳出について

### ① 財源の重点配分

施策や事業の選択にあたっては、優先順位を洗い直し、その重要性、緊急性を慎重に検討するとともに、将来における財政負担についても十分考慮したうえで、財源の重点配分を行うこととする。

### ② 歳入確保・歳出抑制に繋がる施策の推進

中長期的な財政運営の観点から、将来的に税収等の歳入の拡大に資する施策、歳出の抑制に繋がる施策については、積極的に予算措置するものとする。

特に、歳入の拡大に資する起業創業支援や生活保護費の抑制に繋がる就労対策など、一時的には費用が発生しても将来の財政負担の軽減を期待できる効果的な取組を積極的に予算化することとする。

### ③ 事務事業の見直しと経費の削減

事務事業を遂行するにあたっては、常に住民ニーズを的確に把握するとともに、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう創意工夫を図り、より効果的な行政サービスの提供に努めること。

事務事業の見直しにあたっては、行政の果たすべき役割を再度検証するとともに、制度の根幹にまで踏み込み、改めてゼロベースからの徹底的な見直しを行うこと。とりわけ時代の進展に伴い意義の薄れた事務事業については、廃止も含めた整理・統合、民間活力の積極的な導入等の再構築を行うこと。

#### ④ 国・県支出金等を伴う事業への適切な対応

国・県支出金を伴う事業及び地方交付税に算入がなされるような事業については、その行政効果及び必要性・緊急性を十分検討するとともに、将来の財政負担等も考慮して、国・県支出金等の適切な確保に努めること。

国・県の予算編成の状況、制度改正、一般財源化の動向等に常に留意し、財源等の変更が判明した時点で速やかに財政課と協議すること。

また、国・県と市との間における経費負担関係の適正化や、超過負担の解消に努めること。

なお、国・県の補助制度が終了または縮小されたものについて、単に市単独事業への振り替えを行うような要求については、一切認めない。

#### ⑤ 権限移譲される事業の精査

県から権限移譲される事業については、県と十分協議し、事業内容及び必要経費等を精査したうえで移譲を受けるとともに、その財源の確保にも努めること。

#### (4) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、基準を超える一般会計からの繰出しは厳に慎み、徹底した経営努力による経費の削減、受益者負担の適正化、使用料の収納率向上対策など、収入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の健全経営に努めること。

また、不良債務等を有する経営状況の厳しい特別・企業会計にあつては、不良債務等の解消に向けた対策を講じること。

なお、具体的な予算編成等については、一般会計に準じることとする。

#### (5) 公社等

市が出資、補助等を行っている公社等については、その設立の趣旨を鑑み、組織の見直しや経営の合理化など、一層の健全経営に努めるよう要請する。なお、運営費補助を行っている公社等については、事業費補助への転換を進めるよう当該公社等と十分協議・調整すること。

指定管理者が管理運営を行っている施設については、市民サービスや経費面など、その導入効果について把握・分析すること。

さらに、地方自治法の規定により、議会に事業計画や決算書類の提出が必要な公社等は内容について十分協議・確認しておくこと。